

### 第9章 4. 主権国家体制の形成 d.フランスの宗教戦争と絶対主義(2)

⑦17世紀後半～18世紀初期(1661～1715) ルイ16世の親政  
 (2)財務統監[1 コルベール]の重用、[2 重商]主義政策の推進

**重商主義**…ヨーロッパの絶対主義期の経済政策。独占的な[3 大商人]と結び、貿易の振興、商工業の保護、育成により[4 貨幣]の獲得をめざした。初期はスペインなどのように[5 鉱山]開発などで直接的な金銀の獲得をめざしたが、やがて[6 特権マニファクチュア]の創建など国内の[7 輸産業]の育成により輸出を促進するとともに[8 輸入]を抑制することで、貿易収支を黒字とし国家の収入を増やそうとした。フランスの[9 コルベール]が代表的な理論家。

(3)ルヴォワを登用、陸軍改革実施→[10 自然国境]説をとり侵略戦争をすすめる  
 →並行して新大陸などでも戦争が発生  
 1667～68 ネーデルラント継承戦争 1672～78 オランダ侵略戦争 1688～97 ファルツ継承戦争  
 1701～1713 [11 スペイン継承]戦争→[12 コトレヒト]条約で終結、多くの国外領土を失う

**スペイン継承戦争**…1701～1713年、スペインの王位継承をめざすフランス[13 ルイ14世]にたいし、イギリス、オーストリア、オランダなどが連合しておこした戦争。1713年の[14 コトレヒト]条約の結果、フランスとスペインが合併しないという条件でルイ14世の孫フェリペ5世の王位継承が認められたが、フランスやスペインは[15 イギリス]などに多くの領土を与えることになった。

(4)1685[16 ナントの勅令]を廃止→[17 商工業者の国外への亡命]→フランス、経済不振へ

#### ナントの勅令廃止の意味

※復習 ナントの勅令=ユグノー戦争を終結させるためアンリ4世が出した命令。ユグノー(カルヴァン派)に条件付きながら信教の自由を認めた。

1661年親政を開始した[18 ルイ14世]は[19 コルベール]を財務長官として採用し[20 重商主義]政策をすすめるとともに[21 自然国境]説を主張して[22 スペイン継承]戦争など4回の侵略戦争をおこなった。戦費の支出や[23 ヴェルサイユ]宮殿の建築費用など宮廷費の拡大が人々を苦しめた。とくに1685年の[24 ナント]の勅令廃止は、[25 毛織物業者]をはじめとした多数の新教徒の亡命をひきおこし、国内産業が不振となり、財政破綻をいっそうすすめることになる。

### e.17世紀の危機と三十年戦争

①17世紀前半…16世紀以来の経済成長の停滞→凶作、不況、人口停滞  
 →17世紀半ばすべての領域にわたる全ヨーロッパ的危機に([26 17世紀の危機])

②ドイツ…[27 アウグスブルクの和議](1555)以後も、[28 領邦の分立]と宗教対立つづく

③[29 1618]年 ハプスブルク家のカトリック強要への[30 ベーメン]のプロテスタントの反乱

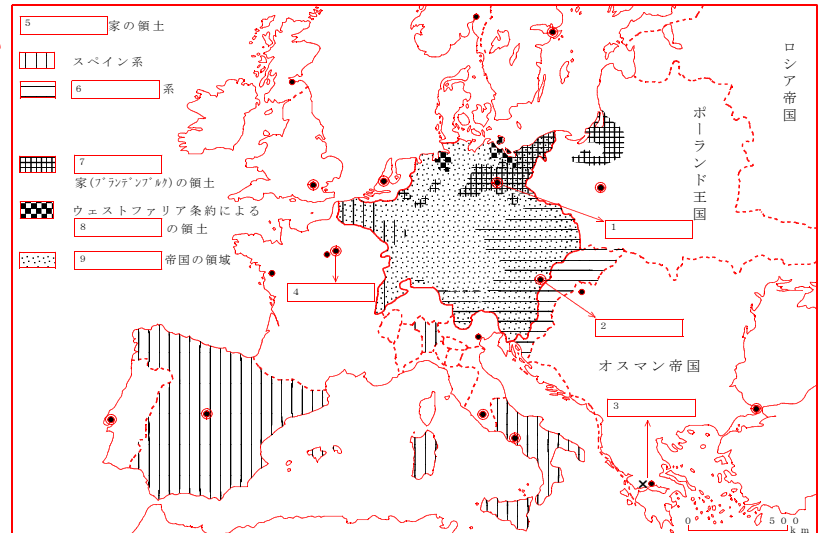


[31 三十年]戦争発生(～[32 1648]年)

↓  
 デンマーク、[33 スウェーデン]、フランス、[34 スペイン]などの介入で国際戦争化

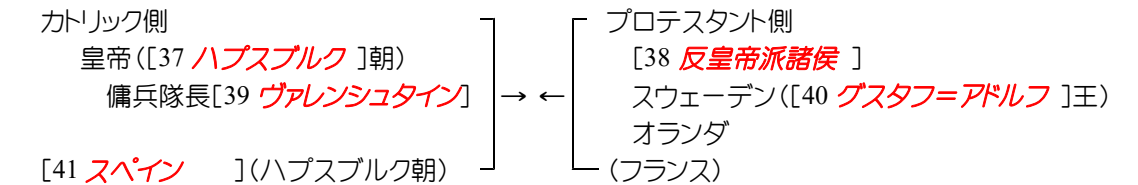
・[35 傭兵隊]の暴行・略奪、  
 [36 疫病]の発生などでドイツの荒廃進む

・村落の4/5が破壊され  
 ・人口も1600万人から600万人へ激減  
 →「ドイツは2世紀逆行した」



④戦争の2つの対立軸

(1)宗教戦争



(2) 42 ヨーロッパの覇権をめざす戦い

皇帝・スペイン(ハプスブルク家) → ← フランス(宰相[43 リシュリュー]+[44 マザラン])

**30年戦争**…1618年から30年間にわたり続いたドイツの[45 宗教]戦争。国内に大小の[46 領邦]が分立し[47 国家統一]の形成がおくれ、1555年の[48 アウグスブルク]の和議以降もカトリック対プロテスタントの宗教対立がつづいていたドイツで発生した。1618年の[49 ベーメン]のプロテスタントの反乱をきっかけに全面戦争に発展、デンマーク、[50 スウェーデン]、[51 フランス]などが介入、国際戦争となった。[52 傭兵]隊の暴行・略奪、疫病の流行などにより、ドイツは荒廃、以後も停滞した。1648年の[53 ウェストファリア]条約で終結する。

④ 1648年 [54 ウェストファリア]条約=「世界初の国際条約」「[55 古い帝国の死亡証書]」

ア)カルヴァン派の承認と、アウグスブルクの和議再確認

イ)各国が領土をドイツに獲得

・仏→[56 アルザス・ロレーヌ]地方を獲得

・スウェーデン→バルト海沿岸に領土を獲得(=[57 バルト海]帝国の成立)

ウ) 58 ドイツの諸侯にほぼ完全な主権が承認される = 神聖ローマ帝国としての存在感がなくなる

→各諸侯領・自由都市が「59 独立国」的存在(=[60 領邦国家]となる)

→[61 ハプスブルク]家の勢力の後退

以後、ドイツ全体を領土とする主権国家の確立は困難に

→有力な領邦国家(オーストリアや[62 プロイセン])が絶対主義化していく

エ)[63 スイス][64 オランダ]が正式に独立